

令和4年度 障害保健福祉部予算概算要求の概要

◆予算額

(令和3年度予算額) (令和4年度概算要求額) (対前年度増▲減額、伸率)
2兆2, 351億円 → 2兆3, 489億円 (+1, 138億円、+5. 1%)
※ デジタル庁計上分を含む

◆障害福祉サービス関係費 (自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費等)
(令和3年度予算額) (令和4年度概算要求額) (対前年度増▲減額、伸率)
1兆7, 303億円 → 1兆8, 298億円 (+995億円、+5. 8%)

【主な事項】※括弧内は令和3年度予算額

- 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保 (P2) 1兆7, 753億円 (1兆6, 789億円)
- 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】(P2) 545億円 (513億円)
- 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備 (P2) 48億円+事項要求 (48億円)
- 障害児支援の推進 (P4) 6. 4億円 (3. 9億円)
- 障害者自立支援機器の開発等の促進【一部新規】(P5) 2. 0億円 (1. 4億円)
- 視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援の推進【一部新規】(P5) 5. 6億円 (4. 3億円)
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】(P5) 8. 1億円 (7. 2億円)
- 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進【一部新規】(P7) 8. 2億円 (7. 0億円)
- 障害者に対する就労支援の推進【一部新規】(P8) 23億円 (22億円)
- 感染防止に配慮した障害福祉サービス等提供体制の確保【新規】(P10) 事項要求 (12億円)



厚生労働省 障害保健福祉部

1 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進	2兆3, 257億円（2兆2, 131億円）
---	-------------------------------

○ 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援等

(1) 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

1兆7, 753億円（1兆6, 789億円）

うち障害児支援関係4, 201億円（3, 835億円）

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援を総合的に確保する。

(2) 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】

545億円（513億円）

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。

(3) 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備（社会福祉施設等施設整備費）

48億円十事項要求（48億円）

障害者等の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進する。

(4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供

2, 623億円（2, 587億円）

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療（精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）や障害児入所施設等を利用する者に対する医療を提供する。また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(5) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等

1, 790億円（1, 748億円）

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の支給を行う。

(6) 障害福祉の仕事の魅力発信

15百万円（15百万円）及び地域生活支援事業等の内数

障害福祉分野における多様な人材の参入を促進するため、インターネットやSNSを活用した広報、オンラインイベントの開催等を通じて障害福祉の仕事の魅力に関する情報発信を行うとともに、地域の関係機関等と連携し、障害福祉の現場を知るための体験型イベント等の開催を行う。

(7) 障害福祉分野におけるＩＣＴ・ロボット等導入支援

7. 3億円

生産性の向上・介護等業務の負担軽減に向けた取組を促進し、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所等におけるＩＣＴ・ロボット等の導入を支援する。

(8) 障害児・障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進

① 障害者虐待防止の推進

6. 2億円 (6. 2億円)

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、専門性の高い職員の確保や地域の関係機関の協力体制の整備、関係機関職員への研修、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制の強化を図る。

② 障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進

12百万円 (12百万円)

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施する。

③ 成年後見制度の利用促進のための体制整備

地域生活支援事業等の内数

成年後見制度の利用に要する費用の補助や法人後見に対する支援等を推進することにより、成年後見制度の利用を促進する。

(9) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援

12億円 (8. 9億円)

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えており、市町村に対する補助事業について、小規模な市町村に重点を置いた財政支援を行う。

(10) 障害者ピアサポート研修事業に係る指導者養成研修【新規】

12百万円

都道府県・指定都市における障害者ピアサポート研修事業の実施を推進するため、当該研修事業を担う指導者の養成が必要であることから、国において指導者養成研修を実施する。

(11) 障害児支援の推進

① 医療的ケア児への支援の充実【一部新規】

4. 7億円 (2. 2億円)

医療的ケア児等への支援の充実を図るため、本年6月18日に公布された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(施行日：令和3年9月18日)に基づく「医療的ケア児支援センター」の設置を推進するとともに、医療的ケア児等への支援者の養成、地域で関係者が協議を行う場の設置、医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築、医療的ケア児等の家族への支援等を総合的に実施する。

② 聴覚障害児支援の推進

聴覚障害児支援のための中核機能の強化

1. 7億円 (1. 7億円)

保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修などを行う聴覚障害児支援のための中核機能の整備を図る。

(12) 教育と福祉の連携の推進

地域生活支援事業等の内数

市町村内における家庭・教育・福祉の連携促進及び地域支援対応力の向上を図るために、教育委員会や福祉部局、学校、障害児通所支援事業所等の関係者が障害児への切れ目ない支援について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担う「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置する。

(13) 障害者施策に関する調査・研究の推進

6億円 (4億円)

障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現状と課題を科学的に検証・分析し、その結果を政策に反映させていくため、調査・研究等への補助を行う。

○ 障害児・障害者の自立・社会参加支援の推進

(1) 芸術文化活動の支援の推進

4. 1億円 (4. 6億円)

障害者文化芸術活動推進法を踏まえ、芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を通した障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援のための都道府県センターの設置促進や障害者芸術・文化祭を開催する。

(2) 障害者自立支援機器の開発等の促進【一部新規】

2. 0億円 (1. 4億円)

障害者自立支援機器の実用的な製品化を促進するため、障害者のニーズと企業のシーズのマッチング強化や機器の開発企業に対する支援を実施する。これに加え、障害者等のニーズを発掘し、課題解決のプロセスを習得するための事業を開始する。また、補装具の装用訓練やフォローアップ実施の推進に取り組む病院及びリハビリテーション施設の普及を促進する。

(3) 視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援の推進【一部新規】

5. 6億円 (4. 3億円)

視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援を推進するため、読書環境の整備、手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者の確保やＩＣＴ機器の利用支援などの取組を促進する。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策、依存症の推進

227億円 (222億円)

(※地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

8. 1億円 (7. 2億円)

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を行う。

また、精神疾患の予防や早期介入を図る観点から、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した「心のサポーター養成事業」を実施し、メンタルヘルスや、うつ病、摂食障害などの精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる体制確保を推進する。

(2) 精神科救急医療体制の整備

19億円 (17億円)

地域で生活する精神障害者の病状の急変時において、早期に対応が可能な医療体制及び精神科救急情報センターの相談体制を確保するため、引き続き地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備する。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する精神科救急医療体制整備を推進するとともに、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進

186億円（187億円）

心神喪失者等医療観察法に基づく医療を円滑に行うため、引き続き指定入院医療機関を整備し、地域偏在の解消を進める。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により、更なる医療の質の向上を図る。

(4) アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策等の推進

① 依存症対策の推進（一部再掲・2（2）参照）

10.1億円（9.4億円）

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症をはじめとする依存症患者やその家族等が適切な治療や必要な支援を受けられるよう、全国拠点機関において、依存症対策に携わる人材の養成や情報発信等に取り組む。

都道府県等において、依存症の治療・相談支援等を担う人材育成、依存症相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定・設置を行うことにより、依存症相談支援・治療体制、各地域における包括的な連携協力体制の整備等を推進する。また、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

さらに、相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体の支援や依存症の実態を把握するための調査を実施するとともに、広く国民一般を対象に依存症の正しい理解を広めるための普及啓発を実施する。

② アルコール健康障害対策の推進

19百万円（19百万円）

アルコール健康障害対策基本法及びアルコール健康障害対策推進基本計画に基づき、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及啓発や、都道府県におけるアルコール問題に関する横断的取組を支援する。

(5) てんかんの地域診療連携体制の整備

19百万円（18百万円）

てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん支援拠点病院」として指定し、関係機関との連携・調整等の実施及び各支援拠点病院で集積された知見の評価・検討を行うため「てんかん全国支援センター」を設け、てんかんの診療連携体制を整備する。

(6) 摂食障害治療体制の整備

19百万円（19百万円）

摂食障害の治療を専門的に行っている医療機関を「摂食障害支援拠点病院」として指定し、関係機関との連携・調整等の実施及び各支援拠点病院で集積された知見の評価・検討を行うため「摂食障害全国支援センター」を設け、摂食障害の診療連携体制を整備する。

(7) こころの健康づくり対策等の推進

76百万円（76百万円）及び地域生活支援事業等の内数

精神疾患を有する方への早期の専門的対応を充実するため、かかりつけ医や精神保健医療福祉関係者への研修を実施するほか、うつ病などの治療で有効な認知行動療法の研修を実施し、治療の質の向上を図る。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

8. 2億円（7. 0億円）

（※地域生活支援事業計上分を除く）

(1) 発達障害児・発達障害者に対する地域支援機能の強化

3. 9億円（2. 7億円）

発達障害児者の各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センター等に配置する発達障害者地域支援マネジャーの体制を強化することで、市町村や事業所等が抱える困難事例への対応促進等を図り、発達障害児者に対する地域支援機能を強化する。

(2) 発達障害の初診待機解消に関する取組の推進

93百万円（93百万円）

発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施や医療機関におけるアセスメント対応職員の配置を進める。

(3) 発達障害児・発達障害者とその家族に対する支援

1. 6億円（1. 6億円）

都道府県及び市町村において、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポートや発達障害児者の家族に対するペアレントトレーニング、青年期の発達障害者に対する居場所作り等を実施することにより、発達障害児者及びその家族の支援を推進する。

(4) 発達障害に関する理解促進及び支援手法の普及

1. 4億円（1. 4億円）

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信するとともに、困難事例に係る支援をはじめとする支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日)などを通じて、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい理解と知識の普及啓発等を行う。

4 障害者に対する就労支援の推進	23億円（22億円）
(※地域生活支援事業計上分を除く)	

(1) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

7. 7億円（7. 7億円）

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に、地域生活支援促進事業により支援を行う。

(2) 工賃向上等のための取組の推進

6. 7億円（6. 4億円）

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。

また、全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。

(3) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

8. 0億円 (7. 9億円)

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。

(4) 共同受注窓口を通じた全国的な受発注支援体制の構築

13百万円 (16百万円)

都道府県域を越えた広範な地域から作業等の受注量を確保し、就労継続支援事業所の全国的な受発注を進めるため、各地域の共同受注窓口における取組事例や令和元年度及び令和2年度の事業成果を踏まえ、各地域の共同受注窓口の質の向上・機能強化をするための取組や、共同受注窓口間のネットワーク構築のための取組を実施する。

(5) 農福連携による障害者の就農促進プロジェクトの実施

3. 4億円 (3. 4億円)

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上等を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援するとともに、過疎地域における取組を後押しする。

(6) 働く障害者の就労に伴う定着支援【新規】

27百万円

働く障害者の生活面の支援ニーズにより丁寧に対応できるよう、障害者就業・生活支援センターが就労定着支援事業所に対するスーパーバイズや困難事例への対応と事例収集に基づく他の就労機関への情報共有・啓発を行うことで、地域のネットワークの強化を図る。

5 感染防止に配慮した障害福祉サービス等提供体制の確保

(1) 障害福祉サービス等提供体制の継続支援

事項要求（12億円）

新型コロナウイルスの感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等が関係者との連携の下、感染拡大防止対策の徹底や工夫を通じて、必要なサービス等を継続して提供できるよう支援するとともに、都道府県において、緊急時に備え、職員の応援態勢やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制を構築する。

(2) 障害福祉施設等における感染防止のための相談窓口の設置や研修等

80百万円（1.9億円）

障害福祉サービス事業所等の職員が感染症対策についての相談を受けられる窓口の設置、感染症対策の専門家による感染対策マニュアルを活用した研修や実地指導、業務継続計画（BCP）の作成に関する指導者養成研修等を行う。

6 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援

(1) 障害福祉サービスの再構築支援（復興）

1. 2億円（1.5億円）

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

(2) 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置（復興）

15百万円（15百万円）

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を延長する場合には、引き続き市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

(3) 被災地心のケア支援体制の整備（一部復興）

75百万円（68百万円）及び被災者支援総合交付金（120億円）の内数

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、引き続き専門的な心のケア支援を行う。

さらに、熊本地震による被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施するとともに、令和2年度7月豪雨等による被災者の心のケアに対応するため、市町村等が行う被災者の専門的な心のケア支援を引き続き実施する。

※ 上記のほか、各自治体の復興計画で令和4年度に復旧が予定されている東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。